

司研企一第325号

(入ろ-08)

令和2年4月3日

高等裁判所長官 殿

司法研修所長 永野厚郎

令和2年度簡易裁判所判事民事実務研究会の実施時期の変更
について（通知）

標記の研究会の実施については、1月30日付け司研企一第65号当職通知「令和2年度簡易裁判所判事民事実務研究会の実施について」によりお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大をめぐる状況等を踏まえ、実施時期を変更し、秋以降に実施することとしました。

変更後の日程については、おってお知らせします。